

## 議案第65号

### 財産の取得について

現在稼働している情報システム仮想化基盤のメーカー保守等の終了に伴い、機器等を更改することとし、仮想化基盤一式を購入するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年小松島市条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年7月16日提出

小松島市長 中山 俊 雄

購入物品	仮想化基盤一式
購入予定価格	17,600,000円
内訳	<ul style="list-style-type: none"><li>・仮想化基盤一式 16,000,000円 (H C I 仮想化基盤ノード：3セット、 ノード収容スイッチ：2セット、 無停電電源装置：3セット 等)</li><li>・消費税 1,600,000円</li></ul>
購入の相手方	徳島県徳島市昭和町1丁目37番地 株式会社四国日立システムズ 徳島支店 支店長 大林 敏浩
納入期限	令和3年9月30日